

さんばしまつり飲食店舗等調整業務に係る企画提案募集要項

1 目的

みなとで地域住民の交流や観光の振興を図るため夏祭りを開催する。

そこで、イベントにおける飲食店舗調整業務に係る専門的な知識と経験を有する者からの提案を募集し、最も優れた提案をした者に飲食店舗等調整業務を依頼する。（依頼されたものを以下「請負者」という）

2 依頼業務の概要

- (1) 業務名 さんばしまつり飲食店舗等調整業務（以下、「業務」という。）
- (2) 業務内容 別紙「さんばしまつり飲食店舗等調整業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 依頼日の翌日から令和6年10月31日（木）まで
- (4) 業務場所 さんばしひろば（ケーズハーバー前） ※位置図のとおり
- (5) 主催者 千葉市みなと活性化協議会（以下、「主催者」という。）

3 応募資格要件

次の資格要件をすべて満たさなければならない。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を求める場合がある。

- (1) 千葉県内に本店又は営業所等を有すること。
- (2) 業務と類似の履行実績を有すること。
- (3) 以下のアからカまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - ウ 業務の企画提案書類の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - カ 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

4 提案の内容

本業務ではキッチンカーエリア、屋台エリア、テントエリアのエリアごとに、請負者を募集します。業務仕様書を踏まえ、どのエリアで応募するかを記載し、次に掲げる内容を踏まえ企画提案書を作成すること。（複数エリアの重複応募及び、3エリア全ての応募可能）

- (1) さんばしまつりに対する考え方（テーマを含む）

会場周辺の状況等を理解したうえで、本業務の目的を達成するための考え方を記載すること。
- (2) 飲食店舗等
 - 【キッチンカーエリア】
 - ア 店舗数 15件以上

- イ 出店料金（ごみ処理費用含む） 60万円以上
※提案した出店料金はエリアごとに請負者が取りまとめて、主催者へ支払うこととする。
- ウ その他 出店内容、出店者の選定方法について記載すること。
- エ 想定店舗 キッチンカーを利用した飲食等

【屋台エリア】

- ア 店舗数 20件以上
- イ 出店料金（ごみ処理費用含む） 70万円以上
※提案した出店料金はエリアごとに請負者が取りまとめて、主催者へ支払うこととする。
- ウ その他 出店内容、出店者の選定方法について記載すること。
- エ 夏祭りを連想する三寸屋台、たこ焼き、射的、綿あめ等

【テントエリア】

- ア 店舗数 30件以上
- イ 出店料金（ごみ処理費用含む） 45万円以上
※提案した出店料金はエリアごとに請負者が取りまとめて、主催者へ支払うこととする。
- ウ その他 出店内容、出店者の選定方法について記載すること。
- エ 想定店舗 テントを利用した飲食（たこ焼き、綿あめ等）、物販（マルシェ、遊戯等）

(3) 実施体制

- ア 運営計画を策定し、業務責任者、各業務の担当人数、連携体制などを記載すること。
- イ 各業務の担当者について、類似業務に従事した経験がある場合は、それを記載すること。
- ウ 飲食店舗等に並ぶ列の整理方法、本まつり終了後の対応（清掃等）などを記載すること。
- エ 実施体制の確保に必要な費用は請負者の負担とする。

(4) 運営スケジュール

業務遂行に係る本事業開催日までのスケジュール表を記載すること。

(5) 履行業務実績

過去の類似する業務実績について、実施年度、イベント内容、出店者数、来場者数などを記載すること。

(6) 経費見積書

項目ごとに内訳を記載すること。

(7) 企画提案

- ア その他、本まつりがより魅力的になる企画案があれば記載すること。
- イ 企画案に必要な費用は請負者の負担とする。

5 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

ア 本募集要項の公表	令和 6年 4月30日 (火)
イ 参加申請書の提出期限	令和 6年 5月 7日 (火)
ウ 質問受付の期限	令和 6年 5月10日 (金)
エ 質問の回答	令和 6年 5月14日 (火)
オ 企画提案書の提出期限	令和 6年 5月21日 (火)
カ 選定結果通知	令和 6年 5月28日 (火)

※日程は予定であり、今後変更となる場合がある。

(2) 参加申請書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加申請書(様式1)

(イ) 誓約書(様式2)

イ 提出方法

郵送または持参 ※郵送の場合は締切日に必着のこと。

ウ 提出期限

令和 6年 5月 7日(火) 12:00

エ 提出先

千葉市みなと活性化協議会事務局(千葉市都市局都市部まちづくり課)

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 4階

オ 参加資格の結果通知

参加資格の書類審査を行い、令和6年5月8日(水)までに、すべての参加申請者に対し参加申請書に記載の電子メールアドレスに審査結果を通知する。

(3) 質問の提出

本募集要項及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、以下の条件で質問を受け付ける。

ア 受付期限

令和 6年 5月10日(金) 12:00

イ 方法

電子メールで提出すること。なお、電話、口頭及び期限後の質問は受け付けない。

電子メールアドレス machizukuri.URU@city.chiba.lg.jp

ウ 回答方法

ホームページ上で公開する。

(4) 企画提案書の提出等

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(A4サイズ用の紙を用い、まとめて提出できるようにすること)

(イ) 見積書

(ウ) 会社または団体概要資料(法人の場合)

イ 提出方法

郵送又は持参 ※郵送の場合は締切日に必着のこと。

ウ 提出部数

(ア)、(イ)については各10部(うち9部については社名・人名等の記載がなく企業を特定できないもの。企業名等が特定可能であった場合、書類不備として失格とします)。(ウ)については2部。

エ 提出期限

令和 6年 5月21日(火) 12:00

オ 提出先

千葉市みなと活性化協議会事務局(千葉市都市局都市部まちづくり課)

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 4階

6 事業者選考

(1) 選考方法

選考は、選考委員会で提出されたすべての提出書類をもとに、「6 事業者選考(2)」の評価項目等に基づいて選定する。

(2) 評価項目等

選定に係る評価項目と評価の着眼点は別表1のとおりとする。

(3) 優先交渉権者・次点者の決定方法

ア 企画提案書の内容について、審査基準に基づいて評価点を算定し、合計点数が60点以上(選定委員1人当たり)、かつ「追加の提案」を加算した点数が最も高い事業者を優先交渉権者、次に点数の高い事業者を次点者として選定する。

イ 合計点数が、最も高い者が複数となった場合は、企画・運営能力評価の点数が高い者を優先交渉権者として選定する。

ウ 選定後、優先交渉権者が辞退又は失格となった場合は、次点者を優先交渉権者として選定することとし、以降も同様とする。

エ 合計点数が60点(選定委員1人当たり)を下回った提案者は、選定の対象とならない。

オ 評価項目のうち1項目で、選定委員のうち2人以上が5段階評価(優れている・やや優れている・普通・やや劣る・劣る)において評価1(劣る)と評価した場合は、失格とする場合がある。

(4) 審査結果

審査結果は、別途文書で通知する。ただし、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

[別表1]

評価項目	評価の着眼点	配点
飲食店舗等	店舗数や出店内容、出店者の選定方法、主催者へ支払われる出店料金などが十分か	40
実施体制	本業務を適切・安全に行うための実施体制・運営スケジュールを構築されているか	30
履行実績	本業務に必要な専門知識及び実績を有しているか	20
企画案	本まつりがより魅力的になる企画案を提案されているか	10
合計		100

7 依頼

(1) 本募集要項、企画提案仕様書、企画提案書等の記載事項に基づき、優先交渉権者と詳細な業務の内容及び依頼条件について協議し、合意した内容で業務を依頼する。

(2) (1)の交渉が不成立の場合は、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、業務を依頼する。

- (3) 新型コロナウイルス感染症等の感染状況が変化し対応が必要となった場合には、県などが定める方針に基づき対策を講じる必要がある。

8 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、業務を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (4) 審査の公平を害する行為があった場合
- (5) 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者であった場合
- (6) その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

9 業務遂行上の留意点

業務遂行上発生した問題等については、請負者と主催者で協議の上、対応を決定する。

10 その他

- (1) 提案及び依頼の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書は、各エリアにおいて1事業者につき1つとする。（複数エリアの重複応募及び、3エリア全ての応募可能）
- (3) 企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11 問合せ先

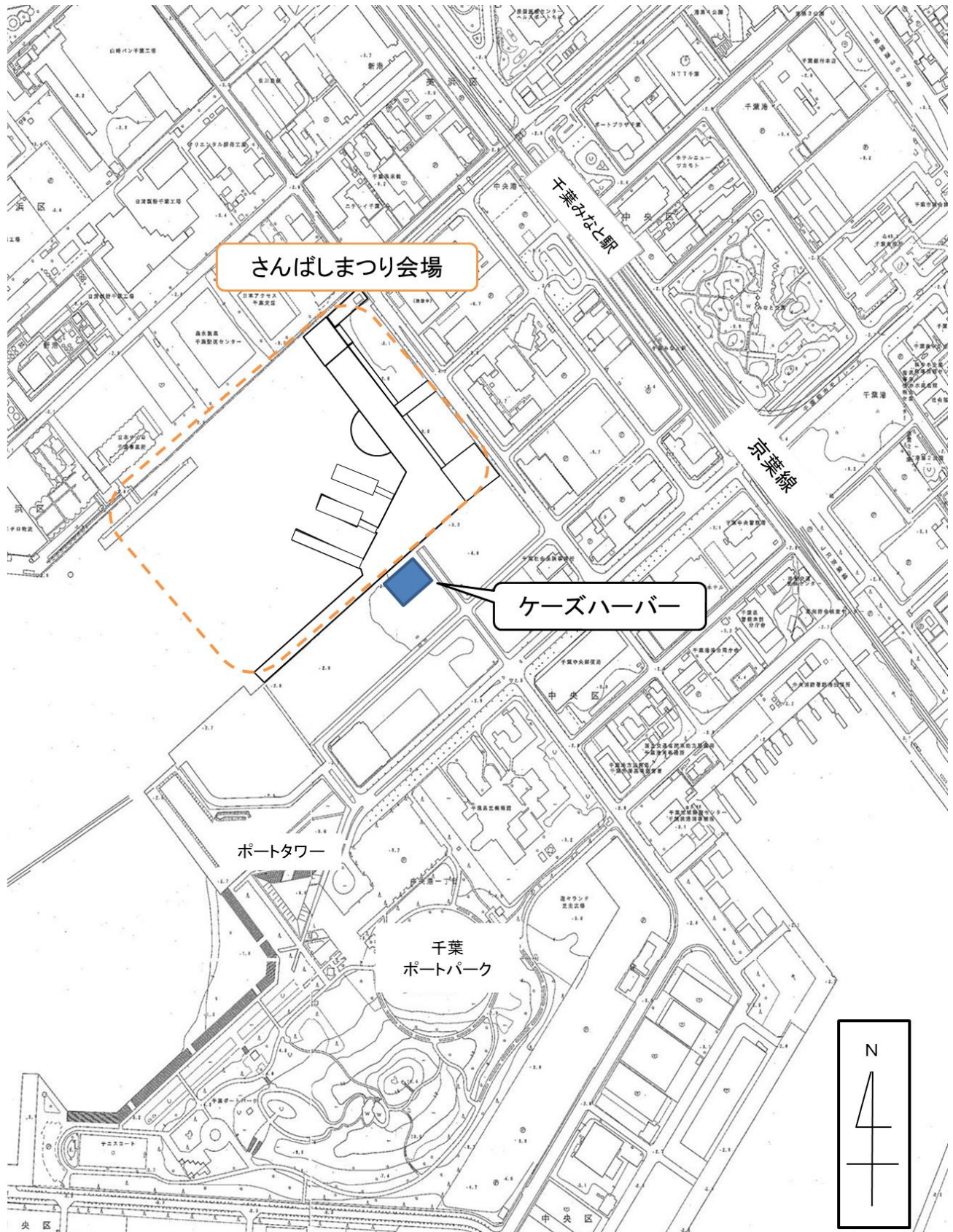
千葉県みなと活性化協議会事務局（千葉県都市局都市部まちづくり課）

〒260-8722 千葉県中央区千葉港1-1

電話：043-245-5348 FAX：043-245-5627

電子メールアドレス：machizukuri.URU@city.chiba.lg.jp

○位置図

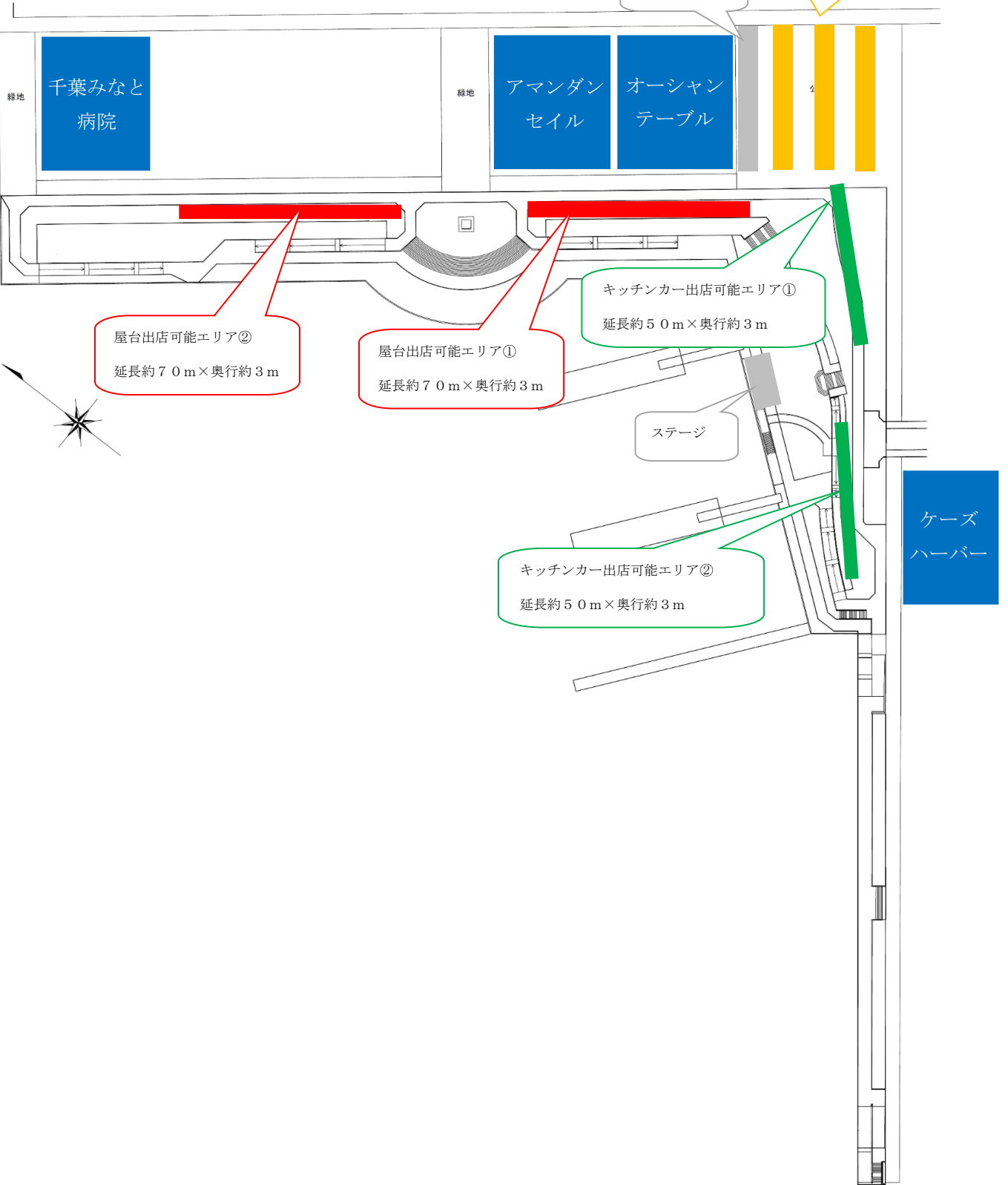


○案内図

↑ JR千葉みなと駅

テント出店可能エリア
延長約50m×奥行約3m×3列

企業ブース



(様式1)

年 月 日

(あて先) 千葉市みなと活性化協議会

参加申請書

(応募者：代表事業者)

所在地

名称

代表者氏名

印

「さんばしまつり」の下記エリアにおいて飲食店舗等調整業務に係るプロポーザルへ参加を表明します。

<p>参加を希望するエリアを丸で囲んでください。 複数のエリアで参加することも可能です。 (エリアごとに申請書提出)</p>	<p>1・キッチンカーエリア 2・屋台エリア 3・テントエリア</p>
--	---

担当者所属

担当者職・氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

(様式2)

年 月 日

(あて先) 千葉市みなと活性化協議会

(応募者：代表事業者)

所在地

名称

代表者氏名

印

誓約書

私は、以下のいずれにも該当していないことを誓約します。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- ウ 企画提案書類の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づき 裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づき 裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- カ 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者